

浄化槽に係る手続き等について（鹿児島市内を除く）

第1節 設置手続

浄化槽設置者は、浄化槽工事に着手する前に、指定検査機関が別に定める場所で法定検査の受検手続きを行った後、設置に係る以下の手続きを行うものとする。

なお、既に設置されている浄化槽について、設置に必要な手続きが行われていないことが判明した場合には、行政関係者（地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁及び建築主事など）は浄化槽管理者に対して設置に必要な手続きを行うよう指導や助言に努めるとともに、指定検査機関に情報提供を行うものとする。

1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書

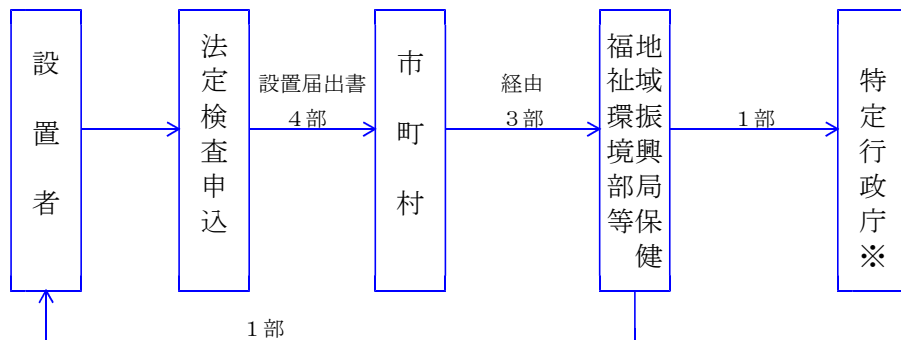
(1) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出の場合

ア 浄化槽設置者は、浄化槽設置届出書(別記第4号様式)を必要部数と2に掲げる図書2部(特定行政庁、設置者用)を添付して市町村を經由し、地域振興局保健福祉環境部等に提出し、受付確認(1部)を受け取るものとする。

なお、権限移譲市町村の区域に設置する場合は、当該市町村へ提出する。

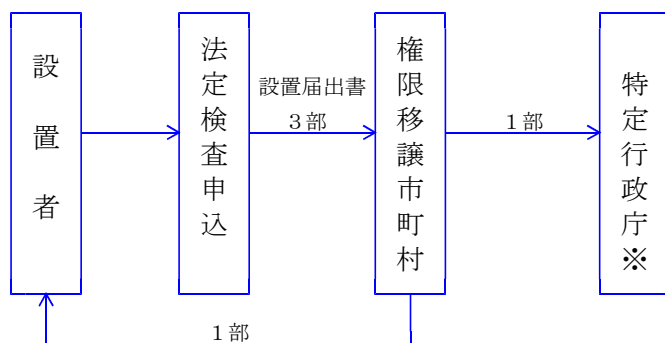
① 権限移譲市町村以外の区域に設置する場合

必要な浄化槽設置届出書は4部(市町村、地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁、設置者用)とする。特定行政庁には地域振興局保健福祉環境部等から送付する。



② 権限移譲市町村の区域に設置する場合

必要な浄化槽設置届出書は3部(権限移譲市町村、特定行政庁、設置者用)とする。特定行政庁には市町村から送付する。



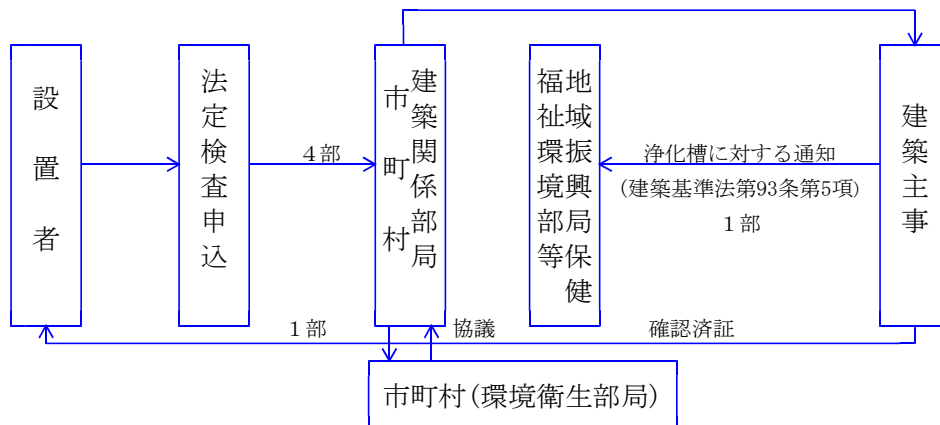
※ 処理対象人員等の算定について疑義が生じた場合、修正等を求めることがある。
この場合、設置者（代理人を含む）は特定行政庁と協議し、全ての届出書について修正や説明書の添付等必要な措置を講ずること。

イ 浄化槽の工事は、浄化槽設置届出書が受理された日から21日(工場生産浄化槽にあつては10日)を経過した後でなければ着手してはならない。なお、日数の算定に当たっては、地域振興局保健福祉環境部等が受付確認した日から起算するものとする。

(2) 建築基準法第6条(建築主事による確認)の建築確認申請による場合

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)4部(市町村、建築主事、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書2部(建築主事、設置者用)を添付して市町村を経由し、建築主事に提出するものとする。建築主事はその1部について建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。

浄化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正・副)にそれぞれ添付し、提出する。 3部



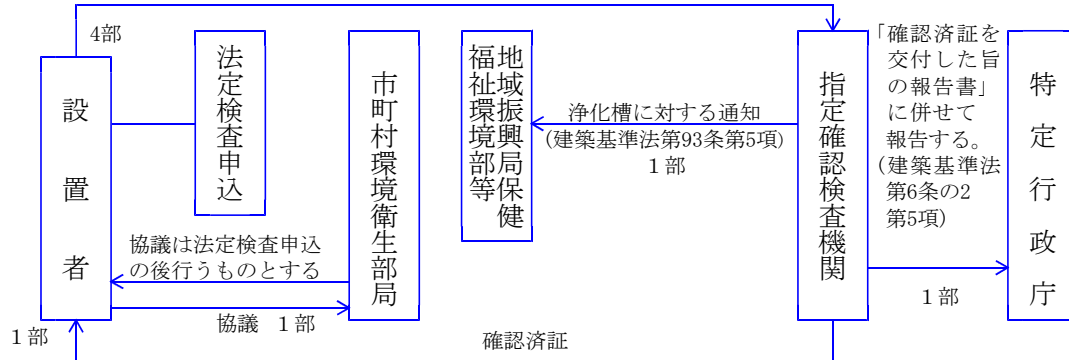
イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

(3) 建築基準法第6条の2(指定確認検査機関による確認)の建築確認申請による場合

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)5部(市町村、建築基準法第77条の18に規定する指定確認検査機関、特定行政庁、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書3部(指定確認検査機関、特定行政庁、設置者用)を添付して市町村と協議し、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。

浄化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正・副)にそれぞれ添付し、提出する。



イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

2 添付図書

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に添付する図書は、次のとおりとする。ただし、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に必要事項を記入できる図書については、添付を要しない。

(1) 工場生産浄化槽

- ア 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- イ 処理対象人員の計算書
- ウ 日平均汚水量の計算書
- エ 設計計算書(51人槽以上)
- オ 浄化槽の周囲を鉄筋コンクリート造り等の構造物で確保する場合は、その構造図及び構造計算書
- カ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- キ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が 1 m^2 につき 50 kN を超える場合は、原則として提出)
- ク 浄化槽を駐車場下に設置する場合で、支柱を省略して設置しようとする場合は、当該事項に関する一般財団法人日本建築センターの評定書及び浄化槽メーカーが示した工事仕様書
- ケ 既設住宅において処理対象人員が人員算定基準の表による選定では明らかに実情に沿わないため、人員算定基準のただし書きを適用し、算定人員を減ずる場合は、「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書き適用願(別記第5号様式)」

(2) 現場打浄化槽

- ア 処理対象人員の計算書
- イ 日平均汚水量の計算書
- ウ 有効容量計算書及び設計容量計算書
- エ 構造計算書
- オ 主な設備及び各機器の仕様書(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- カ 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- キ 構造図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ク 送風機室の平面図、断面図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ケ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- コ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が 1 m^2 につき 50 kN を超える場合は、原則として提出)
- サ 建築基準法第68条の26の規定により、構造方法について国土交通大臣の認定を受けたものについては、オ～クの県土木部建築課の審査済印の押印に替えて当該認定書の写し

3 市町村の経由

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては、市町村は、次の事項について指導し、留意すべき事項があるときは、浄化槽設置者に意見を付するものとする。

- (1) 生活排水処理計画に基づく指導
- (2) 合併処理浄化槽設置推進要綱等に基づく指導
- (3) 浄化槽整備事業に基づく指導
- (4) 放流先等その他

4 変更届等

浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする者は、次の手続を行うものとする。

(1) 浄化槽の構造又は規模の変更の場合

浄化槽の構造又は規模の変更（(2)の軽微な変更を除く。）をしようとする者は、「第1節1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書」（以下「設置手続」という。）の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽変更届出書（別記第6号様式）」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途建築基準法第6条第1項の規定に基づく計画変更申請書を建築主事に提出するものとする。

なお、浄化槽工事に着手する前において、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書（建築確認添付用）により届け出た工場生産浄化槽の機種の変更をしようとする者は、変更の内容に係る図書を添付の上、(2)の軽微な変更の手続きによることができる。

(2) 共同省令第2条で規定する軽微な変更の場合

共同省令第2条で規定する浄化槽の構造又は規模の軽微な変更をしようとする者は、設置手続の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽設置届出事項変更届出書（別記第7号様式）」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途鹿児島県建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）第8条の規定に基づく設計変更届出書を特定行政庁に提出するものとする。

(3) 設置届出書等提出後に浄化槽の設置を中止した場合

浄化槽の設置届出書等を提出したにもかかわらず、当該浄化槽の設置を中止した者は、設置手続の(1)から(3)の規定に準じて、浄化槽設置中止届出書（別記第8号様式）を提出するものとする。